

■耐震化を進めるうえでの施策(新旧対照表)

大項目	中項目	小項目(新)	小項目(旧)	変更理由
1. 公共建築物の耐震化	<p>□ : 赤枠は新規追加</p>			
	<p>1) 重点的かつ計画的な耐震化の促進</p>	<p>(1)公共建築物の耐震化の考え方 (2)公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進 (3)防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の促進 ※1) (2)防災拠点の耐震化の促進に移行 (4)補助制度等の活用による計画的な耐震化の推進</p>	<p>(1)公共建築物の耐震化の考え方 (2)公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進 (3)防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の促進 (4)補助制度等の活用による計画的な耐震化の推進</p>	<p>「防災拠点の耐震化の促進」へ移行</p>
	<p>2) 防災拠点の耐震化の促進</p>	<p>(1)防災拠点の耐震化の促進</p>	<p>追加</p>	<p>要安全確認計画記載建築物(防災拠点)について、耐震化促進のため、中項目を追加</p>
2. 民間特定建築物の耐震化	<p>2) 県有建築物の耐震化の推進</p>	<p>(1)県有建築物の耐震化の考え方 (2)県有建築物の耐震対策 (3)耐震対策の推進</p>	<p>除外</p>	<p>県有建築物については、これまでの耐震化推進によって、耐震化率100%となったため(H31.4.1達成)</p>
	<p>1) 適切な指導等による耐震化の促進</p>	<p>(1)適切な指導等の実施 (2)大規模な民間特定建築物への補助等の実施 (3)建築物所有者へのメリット提示</p>	<p>(1)適切な指導等の実施 (2)大規模な民間特定建築物への補助等の実施 (3)建築物所有者へのメリット提示</p>	
	<p>2) 建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進</p>	<p>(1)建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進</p>	<p>建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進</p>	
	<p>3) 通行障害建築物の耐震化の促進</p>	<p>(1)通行障害建築物の耐震化の促進 (2)緊急輸送道路の強化に向けた関係機関との調整</p>	<p>追記</p>	<p>基本的な方針記載内容 緊急輸送道路について、沿道建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要。</p>
3. 住宅の耐震化	<p>1) 耐震診断・耐震改修等への支援</p>	<p>(1)耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施 (2)国・関係機関と連携した建築物所有者への支援 ※高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用 (3)建て替えと耐震改修両面での耐震化の促進 ※マンション関係法の改正</p>	<p>(1)耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施 (2)国・関係機関と連携した建築物所有者への支援 (3)建て替えと耐震改修両面での耐震化の促進</p>	<p>基本的な方針記載内容 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等、耐震化に関する融資制度の普及に努める。 マンション関係法の改正 マンションを改修・除却する際の同意基準の緩和や、建て替えの場合の高さ制限特例許可など、マンション関係法改正に伴う記載内容の見直しを行う。</p>
	<p>2) リフォーム時における耐震化の誘導</p>	<p>(1)リフォームと一体となった耐震改修工事の促進 ※省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修や段階的な耐震改修等の実施 (2)リフォーム業界と連携した耐震化の誘導 (3)安心してリフォームが行える環境整備</p>	<p>追記 (1)リフォームと一体となった耐震改修工事の促進 (2)リフォーム業界と連携した耐震化の誘導 (3)安心してリフォームが行える環境整備</p>	<p>基本的な方針記載内容 地方公共団体は、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられる。</p>
	<p>3) 市町村及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化</p>	<p>市町村及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化</p>	<p>移行</p>	<p>令和6年5月21日に「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」を設立したため。記載内容を集約</p>
	<p>3) 除却等の促進</p>	<p>(1)除却等の促進</p>	<p>追加</p>	<p>福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会の取組協議会での検討結果を踏まえ、耐震改修だけではなく、除却を促進するため、中項目を追加</p>
	<p>4) 新耐震(S56~H12)木造住宅の耐震化促進</p>	<p>(1)耐震性能検証法の普及促進</p>	<p>追加</p>	<p>基本的な方針記載内容 地方公共団体はS56.6.1~H12.5.31までに建築された木造住宅耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。</p>

7. 1) に集約

大項目	中項目	小項目（新）	小項目（旧）	変更理由
4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	1) 防災意識の向上	(1) 防災教育の充実 (2) 地域ぐるみの防災活動の促進 (3) 手軽に出来る耐震対策 (4) 防災情報の提供	(1) 防災教育の充実 (2) 地域ぐるみの防災活動の促進 (3) 手軽に出来る耐震対策 (4) 防災情報の提供	
	2) 耐震改修促進に関する情報の提供	(1) 多様な媒体による正しく有益な情報の提供 (2) 継続的な情報提供活動の実施	(1) 多様な媒体による正しく有益な情報の提供 (2) 継続的な情報提供活動の実施	
	3) 研修等の実施による耐震改修に資する人材確保	(1) 耐震診断アドバイザー等の育成 (2) 地域に根ざした専門的技術者の養成 (3) 関係機関・団体の連携による安心して依頼できる事業者紹介制度	(1) 耐震診断アドバイザー等の育成 (2) 地域に根ざした専門的技術者の養成 (3) 関係機関・団体の連携による安心して依頼できる事業者紹介制度	
5. 耐震改修促進に向けた指導等	1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施	(1) 指導等の対象建築物 (2) 指導方法の考え方	(1) 指導等の対象建築物 (2) 指導方法の考え方	
	2) 各行政庁でのネットワークづくりの推進	(1) 所管行政庁との連携 (2) 定期的に耐震化を促進する活動の実施 (3) 耐震改修計画の認定 (4) 耐震評価委員会による評価	(1) 所管行政庁との連携 (2) 定期的に耐震化を促進する活動の実施 (3) 耐震改修計画の認定 (4) 耐震評価委員会による評価	
6. 耐震改修促進に資するその他の施策	1) 建築物の総合的な安全対策の実施	(1) 特定行政庁等との協力 (2) ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上 (3) 窓ガラス等の破損・落下防止 (4) 天井等の非構造部材の安全性の向上 (5) エレベーター閉じ込め防止等建築設備全般の安全性向上 (6) 特定優良賃貸住宅等の空家の活用 (7) 地方住宅供給公社及び都市再生機構による耐震診断・耐震改修の実施 (8) 台風被害等への複合的な対策による耐震化	(1) 特定行政庁等との協力 (2) ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上 (3) 窓ガラス等の破損・落下防止 (4) 天井等の非構造部材の安全性の向上 (5) エレベーター閉じ込め防止等建築設備全般の安全性向上 (6) 特定優良賃貸住宅等の空家の活用 (7) 地方住宅供給公社及び都市再生機構による耐震診断・耐震改修の実施 (8) 台風被害等への複合的な対策による耐震化	
	2) 横断的な取り組みによる総合的な防災対策	(1) 関係部局との連携による自然災害に配慮した防災対策 (2) 広域的な観点による地震防災対策 (3) 密集市街地等における都市防災対策 (4) 地震による地盤の液状化災害予防対策	(1) 関係部局との連携による自然災害に配慮した防災対策 (2) 広域的な観点による地震防災対策 (3) 密集市街地等における都市防災対策 (4) 地震による地盤の液状化災害予防対策	
7. 市町村の取り組みの促進	1) 住宅・建築物耐震化連絡協議会の取組	(1) 木造住宅耐震化に向けての連携強化 (2) 特定建築物耐震化に向けての連携強化	(1) 木造住宅耐震化に向けての連携強化 (2) 特定建築物耐震化に向けての連携強化	令和6年5月21日に「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」を設立したため。
	2) 市町村耐震改修促進計画改定の促進	(1) 市町村耐震改修促進計画改定の促進 (2) 地震ハザードマップの作成・公表について	(1) 市町村耐震改修促進計画改定の促進 (2) 地震ハザードマップの作成・公表について	
	2) 市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインの作成	(1) ガイドラインの作成 (2) 地震ハザードマップの作成・公表について	(1) ガイドラインの作成 (2) 地震ハザードマップの作成・公表について	ガイドライン作成および配布済みのため、除外 2) 市町村耐震改修促進計画改定の促進に集約

3. 3) を集約

追加

追加

除外
移行